


## 448 雨量の少ない農村地域で進める火災予防の取組

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
吉野川北岸土地改良区 【平成 29 年】	4700150057798	その他事業者 【農業, 林業】	徳島県
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 徳島県の吉野川北岸土地改良区は、約 70 kmにも及ぶ幹線水路に流れる農業用水を防火用水として活用できるよう取り組み、受益地内の消防署と覚書を交わしている。</li> <li>● 吉野川北岸地区は「月夜にひばりが足を焼く」(水不足で夜になっても土が焼けたまま熱い)という諺が残っている程、県下で最も年間雨量の少ない地域であるため、「農業用水の水は消火に使える」というのが消防署の共通認識であった。しかしながら、消防水源が不足していることを踏まえ、同土地改良区では、平成 15 年に受益地内の各消防署(5 箇所)の地域ごとに対応した「防災マップ」を作成し、消防署、地元消防団、関係市町、関連団体合同の防災会議を開き、緊急時に利用できる施設の現地調査を行った。その後、各消防署と防火用水として使用することの「覚え書き」を交わし緊急時に備えている。</li> <li>● 消防署との「覚え書き」により、農業用施設の必要性が再認識され、消防署が行う巡回箇所として改良区が管理する水利施設が組み入れられた。また、施設の保全と災害を未然に防ぐことを目的として「土地改良区施設巡回に関する協定」を結ぶ事に発展した。</li> </ul>			
			
			▲避難訓練の様子